

監 査 公 表

5 弥監査公表第 2 号

令和 5 年 3 月 23 日付けで請求のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 4 項
の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和 5 年 5 月 15 日

弥富市監査委員 佐藤 孝

弥富市監査委員 佐藤 高清

請求人 ●● ●● 様

弥富市監査委員 佐 藤 孝

同 佐 藤 高 清

弥富市職員措置請求監査結果通知書

令和 5 年 3 月 23 日付けで提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 5 項の規定により監査を実施したので、監査結果について下記のとおり通知します。

記

1 請求人

●● ●●

2 請求の内容

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、請求の理由については原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

(1) 請求の要旨

弥富市長は、単独土地改良事業佐古木地区実施・出来高設計書作成業務委託（以下「本件契約」という。）について、業務委託契約を締結した。住民監査請求の対象となる財務会計行為は信義に従って誠実に履行されていないことから、弥富市長は本契約の受注者である愛知県土地改良事業団体連合会に対し、返還及びその損害額の賠償を求めたい。

(2) 請求の理由

弥富市長安藤正明は、令和 4 年 10 月 19 日付けで愛知県土地改良事業団体連合会と業務委託契約（単独土地改良事業 佐古木地区 実施・出来高設計書作成業務）を締結した。業務委託料は、2 4 9 万 7 千円である。当該事業は完了した模様である。令和 4 年 12 月 19 日付けで提出した住民監査請求書は結果として棄却された。工事中に発覚した事実は、工事着手後には水路底面

の漏水で準備工事ですら進まず、既に 127 万 4900 円の請書が出されている。更に今後も追加の工事費が請求される模様である。事前に監査請求まで提出し担当課である産業振興課に警告したにも関わらず、強行した結果、設計に従った工事が施工できずに追加の工事費が発生した。設計を行った愛知県土地改良事業団体連合会は、現地での事前調査を行わなかった事に起因する。工事の完了は見せかけであり、水面下の漏水対策は実施されておらず、事実 3 月 9 日に新設された水門ゲートの上流部から食用着色水を投入した所、水門ゲートの下部を通過した着色水はゲート下流部で噴出した。この事実は弥富建設●●氏と産業振興課●●氏も確認している。昨年発生した明治用水問題と何ら変わらない状況である。

更には水門ゲートの操作盤が、隣接地を使用しなければ満足に扉すら開ける事が出来ない。工事中も電気工事業者は、隣接地から施工を行わなければならない状況であった。これを見た隣接地所有者は憤慨している。当初提出された工事設計図書（電気工事図）によれば、隣接地境界線から扉が半分以上越境した図面が提出されている。最初から他人の土地をあてにした設計であり、言わば確信犯的行為である。今後隣地に塀が出来た場合には、操作盤内部の機器の保守及び部品の交換ですら不可能であり、当該工事完了検査前に取付場所の変更をすべきである。この事実は、漏水及び操作盤の取付場所の不適合状況が設計の瑕疵責任を問うものであり、当該契約行為は信義則違反であり不当かつ違法である。これらの不当な更なる工事費用は、瑕疵責任により設計業者である愛知県土地改良事業団体連合会が負担すべきであり、弥富市長安藤正明は、愛知県土地改良事業団体連合会に対し当該損害額を請求する事を求めるものである。

地方自治法 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な処置を請求します。

3 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という）第242条の要件に適合しているかどうかについて審査を行い、愛知県土地改良事業団体連合会に対して損害賠償を請求すべきか検討した。その結果は次のとおりである。

本件住民監査請求は、本件契約の締結及び履行を対象としているので、財務会計上の行為が特定されている。また、上記行為が違法又は不当である理由、及びその結果弥富市に生じる損害も摘示され、事実証明書の添付もなされている。さらに、本件住民監査請求時点において、上記予算は執行から 1 年経過前である。

よって、本件請求は、法第242条の要件に適合しているものと認めた。

4 監査の実施

要件審査の結果を踏まえ、次のとおり監査を実施した。なお、監査委員は、法第242条第7項に基づき請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与え、令和5年4月28日にこれを実施し、請求人の陳述を聴取するとともに、請求人の請求の趣旨及び理由の要旨につき求釈明を行い、それらを整理した上で監査を行った。

(1) 監査対象事項

本件契約について、違法又は不当な公金の支出と認められるかを監査対象とした。

(2) 監査対象機関

建設部産業振興課

5 監査結果

(1) 確認した事実

建設部産業振興課への聴取及び関係書類等により、次の点について確認した。

ア 本件事業について

令和4年度予算における本件事業は、土地改良事業設計委託料として、契約日「令和4年10月19日」、受注者「愛知県土地改良事業団体連合会」、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約、契約金額「2,497,000円」、工期は「令和4年10月20日から令和5年3月24日まで」。本件契約の業務目的は「老朽化したゲートの改修工事の設計書作成」。本件契約の業務の内容は、弥富市と愛知県土地改良事業団体連合会の共同で設計を行い、その設計に基づいた設計書の作成。

イ 本件契約に係る工事について

本件契約に係る工事として「単独土地改良事業 佐古木地区揚水ゲート改修工事その1」「単独土地改良事業 佐古木地区揚水ゲート改修工事その2」の契約について履行されている。また、これらと関連する工事として「佐古木地区 揚水ゲート改修工事その3」「佐古木地区揚水ゲート改修工事その4」の契約について履行されている。

ウ 水路底面の漏水対策について

工事の目的は、100%の水の流れを止めることなく、ゲート改修工事である。但し工事の施工過程で、陥没等が発見でき危険と判断する場合、弥富市は適宜対策を行うとしている。

エ 水門ゲートの操作盤の扉が隣接地に越境する事実及び対応策

本契約の電気工事図では、水門ゲートの操作盤の扉を開けた際に、扉が

隣接地に越境している。この設計は、愛知県土地改良事業団体連合会単独ではなく、弥富市と愛知県土地改良事業団体連合会が共同で行った。その上で、愛知県土地改良事業団体連合会が、その設計を基に電気工事図を作成した。弥富市と愛知県土地改良事業団体連合会のいずれも、設計段階において越境の問題には気付かなかった。

問題を把握した後、扉の開閉を制限するストッパーを操作盤に設置し、扉が隣接地に越境しないよう対策を行った。また、隣接地所有者に対し、上記対策を説明し、理解を得た。

オ 本件事業に係る予算

上記「ア」の本件事業に係る予算について、令和4年第1回市議会定例会に提出した令和4年度一般会計予算案については、令和4年3月16日の行財政委員会において賛成多数にて了承され、同月23日の本会議において賛成多数で可決されていた。

カ 本件契約に係る現地確認について

令和5年4月28日に本件契約に係る現地確認を行った。確認者は監査委員2名、監査委員事務局職員2名、副市長、建設部長、産業振興課長、産業振興課長補佐、産業振興課主任。本件契約に係る工事が適正に行われたかを確認した。

(2) 判断

確認した事実等に基づき、本件契約及び支出が財務会計上違法又は不当であるから、受注者である愛知県土地改良事業団体連合会に工事費用を負担させ損害額を賠償させる、という主張について次のとおり判断する。

ア 本件事業に係る予算について

「5 監査結果(1)確認した事実オ」によると、市長が令和4年第1回市議会定例会に提出した本事業に係る予算を含む令和4年度一般会計予算案は、令和4年3月16日の行財政委員会において賛成多数にて了承され、同月23日の本会議において賛成多数で可決されていることから、本件事業に係る費用について、議会の了承が得られていたことが確認できる。

その後の入札、契約及び工事費の支出に関する財務会計事務については、弥富市契約規則、弥富市予算決算会計規則等により行われたものであり、本件事業に係る支出は、適正な予算の執行であると認められる。

イ 水門ゲートの操作盤を開けた際に隣接地境界線から越境する設計書であり、不当かつ違法であるという主張について

水門ゲートの操作盤を開けた際に、隣接地境界線から越境してしまう設計書について、請求人の指摘のとおり問題がある。しかし、これによって本件契約全体を違法と評価することはできず、本件契約の締結及び履行が

違法であるとは認められない。また、同様に、本件契約の締結及び履行が実質的に妥当性を欠くとも認められない。

なお、前記「5 監査結果(1)確認した事実エ」記載のとおり、弥富市は、扉を開けても越境しないようストッパーを付けて対処し、隣接地所有者の理解も得ており、扉の越境問題は既に解決されている。

ウ 意見陳述で指摘があった土砂入れ及び水門と引き込み電線の距離が近いことについて

「佐古木地区 揚水ゲート改修工事その3」の契約で、水路に土砂を入れたことは、水路管理者である孫宝排水土地改良区の承諾を得ており、違法性はない。

電線の距離が水門と近いことについては、電線を引き込む方向の変更を電力会社が行う予定である。現在は電力会社によって電線に防護管が取り付けられており、対応がなされている。

6 結論

以上のとおり、本件契約の締結及び履行について、違法又は不当であるとは認められない。

よって、本件監査請求には、理由がないものと判断し、棄却することとする。